火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和三十五年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（運搬の届出） **第二条**　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第一の届出書及び別記様式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行うものとする。 ［２　略］	（運搬の届出） **第二条**　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」という。）第十九条第一項の規定による火薬類の運搬の届出は、別記様式第一の届出書二通及び別記様式第二の運搬計画表を当該火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行うものとする。 ［２　同上］

別記様式第二（第２条関係）

運　搬　区　間

運　搬　計　画　表

から

まで

運搬具の種類（最大積載量）	火薬類の種類及び数量	運送人の氏名又は名称	運転者の氏名及び見張人の員数
運搬の通路及び通過日時			
摘　要			

備考

１　運搬計画表は、運搬区間の区分ごとに運搬具１台につき１枚とすること。（運搬具の台数の計算については、往復して運搬する場合又は２台以上連行して運搬する場合には、運搬具の延べ台数にかかわらず、１台とみなす。）

２　火薬類の種類及び数量欄には、運搬具１台が１回に運搬する数量を記入すること。（往復して運搬する場合には各回ごとの数量を、２台以上連行して運搬する場合には１台ずつの数量を記入し、往復回数の多いもの又は連行台数の多いものについては、摘要欄又は別紙に記入すること。）

３　運搬の通路及び通過日時の欄には、主要な地点及びその通過日時を明示した略図を記入すること。

別記様式第二（第２条関係）

運　搬　区　間

運　搬　計　画　表

から

まで

運搬具の種類（最大積載量）	火薬類の種類及び数量	運送人の氏名又は名称	運転者の氏名及び見張人の員数
運搬の通路及び通過日時			
摘　要			

備考

１　運搬計画表は、運搬区間の区分ごとに運搬具１台につき２枚とすること。（運搬具の台数の計算については、往復して運搬する場合又は２台以上連行して運搬する場合には、運搬具の延べ台数にかかわらず、１台とみなす。）

２　火薬類の種類及び数量欄には、運搬具１台が１回に運搬する数量を記入すること。（往復して運搬する場合には各回ごとの数量を、２台以上連行して運搬する場合には１台ずつの数量を記入し、往復回数の多いもの又は連行台数の多いものについては、摘要欄又は別紙に記入すること。）

３　運搬の通路及び通過日時の欄には、主要な地点及びその通過日時を明示した略図を記入すること。